

第 13 回情報保全諮問会議 議事要旨

1 開催日時

令和 6 年 5 月 15 日（水）18 時 02 分から 18 時 33 分までの間

2 開催場所

総理大臣官邸 4 階大会議室

3 出席者

（構成員）

老川 祥一（座長） 読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆代理
国際担当（The Japan News 主筆）
読売新聞東京本社取締役論説委員長
神橋 一彦 立教大学法学部教授
鳥海 智絵 野村證券株式会社代表取締役副社長
永野 秀雄（主査） 法政大学人間環境学部教授
野口貴公美 一橋大学副学長
一橋大学大学院法学研究科教授

（政府側）

岸田内閣総理大臣
高市国務大臣（特定秘密の保護に関する制度担当）
村井内閣官房副長官
森屋内閣官房副長官
栗生内閣官房副長官
石原内閣総理大臣補佐官
古賀内閣府副大臣（特定秘密の保護に関する制度担当）
平沼内閣府大臣政務官（特定秘密の保護に関する制度担当）
原内閣情報官
七澤内閣情報調査室次長

4 配付資料

- （1）「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告の概要（案）」
- （2）「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告（案）」
- （3）有識者からの意見

5 議事概要

- （1）岸田総理大臣が以下のとおり挨拶を行った。
 - 特定秘密保護法の成立から 10 年が経った。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下、平和な暮らしを守り抜くためには、情報と、その保全が極

めて重要である。

- この間、法が適正に運用され、関係国との間で質の高い情報交換が行えるようになったことは、有識者の皆様の御指導の賜物であり、厚く御礼申し上げます。
- 一方で、あってはならないことであるが、防衛省で2件の情報漏えい事案が発覚した。一昨年にOB隊員への漏えいが明らかとなったばかりであり、積み上げてきた信頼を損なう由々しき事態である。防衛省のみならず全ての関係省庁において、再発の防止と、適正な運用を徹底してまいる。
- 特定秘密保護法は、独立公文書管理監による検証・監察、衆・参両院による調査、そして有識者の皆様による御指導という重層的なチェック体制の下、細心の注意を払って運用していくべきものである。本日の議題となる国会報告も、国会と国民に運用状況を詳細に伝えることで、透明性を向上させる重要な取組である。
- こうした趣旨にかんがみ、本日は是非、忌憚なき御意見を頂戴したい。

(2) 老川座長が以下のとおり挨拶を行った。

- 昨今の国際情勢は大変厳しいものがあり、それに伴い、安全保障に対する国民の関心は、かなり高まっていると思う。その中で、各国関係機関との情報の交換も活発に行われており、そうであればなおのこと情報の保全制度は安全保障の要とも言えるものであり、私共もできるかぎり貢献をしたいと考えている。
- 特定秘密保護法の制定当時は、恣意的な運用が行われるのではないかと、あるいは、「知る権利」が奪われるのではという声も大変多くあった。それが本会議の設置された所以でもあると思うが、この10年間の実績として、丁寧に運用と実績が積み重ねられて、一応、一定程度の理解は得られたと思う。
- しかし、先ほど総理からお話があったように、情報の漏えい事案が相次ぎ、肝腎要の秘密の保持に国民からも不安の目が向けられている。規律が緩んでいないか、あるいは他にも同じような不適正な取扱いはないのだろうかという国民が思うことも当然のことである。そういう意味で、我々の立場からも、しっかりと原因の分析や対策の評価を行って、必要な意見を述べていくつもりであり、各委員の皆様においても御協力をよろしく願います。

(3) 老川座長の挨拶終了後、公務のため、岸田総理大臣は退室した。

(4) 神橋委員が就任の挨拶を行った。

(5) 原情報官が、配付資料に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告の概要(案)」の説明を行うとともに、以下のとおり発言した。

- 各委員からいただいた御意見は、事前にいただいた御意見と本日の御発

言を合わせて、本諮問会議終了後、報告書案に追記し、議事録にも掲載する。事前にいただいた御意見は、配付資料に記載した。

- 閣議決定、国会報告及び対外公表は、例年通り6月中旬を予定している。

(6) 永野主査が以下のとおり発言した。

- 所用により欠席されている委員から事前に御意見を頂いている。詳細は、配付資料を御覧いただきたい。

(7) 各委員が以下のとおり発言した。

- 特定秘密の指定権限を有する行政機関の範囲について、この指定権限を有する行政機関については、指定権限を実際に行使していない行政機関があるが、その理由については、過去において、幾度かこの会議でも質問がなされていると認識している。その点について若干意見を申し述べると、この指定の前提となる指定の見込み等ということであるが、これについて、もう少し、積極的な説明をする必要があるのではないか、具体的に申し上げると、所掌事務との関係で合理的な関連ないし理由があるかという形式的な観点から第一点である。それに加えて、特定秘密を指定する見込み等が合理的な蓋然性をもって存在しているかどうか、言い換えれば特定秘密保護法を適用する必要性という実質的な観点から積極的に説明を行うことが考えられるのではないか。そうすることが、将来の見通しや国民に分かりやすい法の運用に繋がると考える。
- 運用基準においては、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、速やかにこれを行うものとされている。過去の例を拝見すると、ここで「公益上」というのは、さしあたり、災害や事故などへの対応、要は国民の生命・身体の安全、財産の保護に資するものを指しているものと解されるが、さらに、政府の施策の基礎をなす情報について国民が共有する方向、すなわち、国民の知る権利の実現や情報公開の観点からいうことはできないか、ということの問題意識として持っている。この点、検討されるべきではないかと考えている。いずれにせよ、今後、さらに国民の理解が得られる法の運用を期待したい。
- 予兆管理的な話である。皆様には釈迦に説法なところもあるかと思うが、労働災害の分野においては、1件の重大事故の背後には29件の軽微な事故が、その背後には事故寸前だった300件以上のいわゆる「ヒヤリハット」と言われるようなものが隠れている、とよく言われている。今回の情報漏えい事案の背後には、おそらく29件の軽微な事故、あるいは300件のいわゆる「ヒヤリハット」があったのではないかと思う。このような、事案になっていないものを、いかに隠蔽することなく拾い上げるか、そこをできる限り早く把握して、速やかに報告する、そして対策を講じるという自浄作用の強化を是非徹底していただきたい。
- セキュリティクリアランスに関する法が成立し、これから制度運用が始まるところである。これは、民間企業にとってもグローバルなビジネス機

会の確保というところで、非常に重要であると思っている。一方で、今後、別途有識者会議等で議論されると聞いているが、重要経済安保情報の指定あるいは解除の要件、クリアランスの運用などは企業側にとっても非常に関心の高いところでもあり、また、指定情報の漏えいについては、特定秘密保護法には規定されていないが、新法では民間企業、法人にも罰則を設ける方向とされている。新制度と特定秘密保護法はシームレスに運用していくと認識しているが、高次の特定秘密を取り扱う行政の方々におかれては、経済界に先だって、国から義務を課せられる民間事業者のいわばお手本となるようなより高次の規律をもった動きをしていただくことを期待する。

- 本法のなかに定められている仕組みや手続き、それぞれのプロセスを、あらためて、法執行の全体のなかで位置づけ、不断に見直す必要があるのではないか。例えば、国会報告に向かって行われる、本日のこの会議体における議論を含めた一連の手続も国会への報告が本法の運用状況を国民にわかりやすく報告するためのものであるということから逆算をして、報告そのものの検討、改善点を探っていくためのやりとりとなっているか、見詰め直すという視点が重要になると考える。
- 本法の適正な執行の確保のためには、制度を動かす人の存在に、より一層、注目していく必要があるのではないか。特定秘密を取り扱う人の育成、特定秘密を取り扱う取扱者の層を厚くしていくための施策が、ますます、重要になると考える。公文書管理の領域の話で恐縮であるが、公文書管理法には、文書を扱う人、職員に着目した規定として、その32条に、職員への研修の規定が法律上定められている。一人一人の職員が、文書管理の知識と技能を習得することが、組織の文書管理の全体の適正性確保に資するという考え方に基づく規定である。公文書管理法は、あらゆる行政文書に係る法律であることから、公文書管理法の規定により、特定秘密を含む行政文書全体に、すでにこの「知識及び技能の習得」の要請がかけられていると解されていると思う。また、特定秘密保護法自体においても、政令に人の育成に関して、「職員に対する特定秘密の保護に関する教育」の実施についての規定が置かれている。このような規定を踏まえあらためて、日本全体として、特定秘密の適切な取扱能力を有する人材を育て、層を厚くしていくための手立て、具体的な施策が必要になると考える。法執行に携わる一人一人が、それぞれの知識や技能を習得し、向上させていくことは、必ずや、法執行の適正性の確保に大きく資するものとなるはずである。
- 防衛省の2件の漏えい事案は、「特定秘密の漏えい事案」ではあるが、組織外部への意図的な情報漏えいというものではなく、組織内部における法執行上のミス、いわば、法律の執行不全の問題といえるものではないかと思われる。法律自体が盤石で堅固な仕組みを構築していたとしても、そのなかで、法の運用に携わる人間のミスがあると、法律の執行不全が生じ、それが重なれば法制度そのものの信頼を揺らがすことにもなりかねない。さきほどの発言と関わるが、法律の執行のプロセスの中にいる人に着目した施策の検討と実施は、このような法執行上のミスの再発防止につながる

ものになると考える。

- 運用基準に定められている「通報制度」について、この通報は、もともと特定秘密の指定等に関する通報として定められていたもので、ただ、令和4年12月の海上自衛隊の事案の後に、内調から各行政機関に、特定秘密の漏えいに関する事項についても、当面の間、運用基準に基づく通報の対象に準じて処理するよう、指示する通知を发出されていると伺っている。今回のような事案に接すると、あらためて、この通知に基づく漏えい事案に関する通報がきちんと機能をして、通報という形で事態を早期適確に把握できるような制度改善が肝要と考える。次回の運用基準の見直しの際に、このような法の執行不全の問題についての早期把握のための制度整備について、議論と検討を進めていただきたい。
- 国会報告案について、7ページの「(ケ)防衛装備庁(1件)」の記述において、「防衛装備庁では、対象期間中、令和5年度中に次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のために米国から提供された情報等を1件、特定秘密として指定した。」とあるが、24ページ「(ス)防衛装備庁(22件)」の⑥では、同じ内容について「次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のために取り扱われる情報」と記述が簡略化され過ぎていることから、国民に対してこの情報が共同開発を行うイギリスやイタリアから提供を受けた情報ではなく、7ページの記述のように、米国から提供された情報であることを明白に示すために「次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のために米国から提供された情報等」と記載すべきである。
- 国会報告案 71 ページの資料6に書かれている注3では、防衛省において定期検査とは別の機会で見つかった不適切な取扱い事案の概要が列挙されており、最後の行に「なお、いずれも調査の結果、特定秘密の漏えいは確認されなかった。」とだけ書かれているが、これでは国民に公表する内容としては不十分である。いずれの事案においても適性評価で調査対象となる「情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項」に該当するものと考えられる。このため、少なくとも、「いずれの事案に対しても再発防止策を講じた」と記述を追記すべきである。
- 令和5年12月に、特定秘密保護法が成立してから10年が経過した。この間、わが国の情報保全制度の信頼性は高まり、複数の国家と情報保護協定が締結され、かつ、同盟国・同志国との情報共有が円滑になったと言われている。今後とも、この信頼関係を維持するために、本法の適切な運用が保たれることを強く希望する。
- 昨年から今年の初めにかけて、防衛省から、非常にケアレスミスだと思われる事案の報告が何件か追加で行なわれ、少し緩んでいるのではないかと内々心配をしていたところ、今回の2件の漏えい事案が発生した。国会においては、経済情報に関して、セキュリティクリアランスの法制化が行われ、セキュリティクリアランス制度を導入することについて、国民の間でもかなり理解が高まってきていると考えている。先月の世論調査でも、セキュリティクリアランス制度を導入することについて、賛成だという声が60パーセントあり、国民の理解が高まっていることは心強いと思って

いる。しかしこのような中で、特定秘密保護制度において漏えい事案が起きることは、大変困った状況であると考えている。特定秘密保護制度は、民間に関わる者は非常に少ない制度ではあるが、セキュリティクリアランス制度は、大半が民間従業員であり、このような立場の者が多い中で、防衛省で漏えい事案が起きるとよほどしっかりした対応をしていただかないと、民間の方だけ厳しくやるのかといった反応が出たりすることが考えられ、ひどい運用ではないかと言われるということも心配される。このような点については、今後の規律の強化策も含めてしっかりやっていただきたいと思う。

- 国民の「知る権利」とそれを支える報道の自由、これは民主主義の根幹を形成するものである。特定秘密保護法が成立されて10年になるが、この点について改めて、報道の自由、知る権利を最大限尊重していくということと、重要な秘密は保全しなければならないということは、決して対立する話ではなく、むしろ両立すべきだと考えており、報道の自由、知る権利ということに、齟齬が生じないような、今後の適正な運用を一層しっかりやっていただきたい。

(8) 原情報官が各委員の発言に対して、以下のとおり回答した。

- いただいた御意見を国会報告の案に記載した上で今後の手続を進める。
- 政府としての対応であるが、指定権限を有する行政機関の範囲、情報公開のための秘密の編集加工、定められたプロセスの不断の見直し、職員の知識と技能の向上、通報制度の対象拡大など、制度の運用一般に関する御意見については、個別に検討し、結果を伝えるとともに、施策に活かしてまいりたい。
- 漏えい事案については、いただいた御意見を踏まえつつ、管理体制の再点検や保全教育の徹底等を推進してまいりたいと考えている。
- 報告書の構成や書きぶりに関する御意見については、御指摘をいただいたとおり加筆・修正を行い、案に反映させていただきたいと考えている。

(9) 古賀副大臣が今後のスケジュール等について、以下のとおり説明した。

- 来月の国会報告に向けて、鋭意作業を進める。
- 従来通り、本日の議事要旨は、発言者を特定しない形で作成し、閣議決定後に公表する。それまでに取材があった場合は、事務局に問い合わせるよう、御回答いただきたい。議事録は非公表とするが、開示請求があった場合は、法令の規定に基づき対応方針を決定する。

(10) 閉会に当たり、高市大臣が以下のとおり挨拶を行った。

- 委員の先生方からいただいた大変有益な御意見は、来月の国会報告の内容に盛り込むとともに、各省庁と確実に共有を図り、法の運用に適切に反映させてまいる。
- 多くの御意見をいただいた漏えい事案に関しては、私も皆様と全く同じ問題意識を持っている。先週開催された内閣保全監視委員会において、私

から、各省庁の事務次官や長官に対し直接、保全教育の徹底、また、特に人事異動時期などにおける留意といった当面の再発防止対策に加えて、事案が発生した場合の迅速な対応についても指示をしたところである。冒頭に岸田総理からも御発言があったが、関係省庁が一丸となって、信頼の回復に努めてまいる。

- 来年は、運用基準の見直しがあり、一層お手を煩わすことになるかと思うが、ぜひ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(以上)